附則第二十八条第二項中「、新法」を「、改正法第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項及び次項において「新法」という。）」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三十五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第二号中「及び第三十八項」を「、第三十八項及び第四十五項第四号（第四十条の七第四十九項において準用する場合を含む。）」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十五号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　相続税法第十条第一項第八号に掲げる社債、株式、出資又は有価証券その他財務省令で定める財産（以下この項において「有価証券等」という。）が、金融商品取引業者等（第四条第一項第四号に掲げる金融商品取引業者、金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいい、外国においてこれらの者が行う業務と同種類の業務を行う者を含む。以下この項において同じ。）の営業所又は事務所に開設された口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいい、外国におけるこれに類するものを含む。）に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされているものである場合には、当該有価証券等の所在については、前項の規定にかかわらず、当該口座が開設された金融商品取引業者等の営業所又は事務所の所在による。

附　則

この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十六号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項中「第五条の六第五項」の下に「、第五条の六の二第六項、第五条の六の三第五項、第五条の六の四第二項」を加える。

第十二条の二第四項第一号中「第十条の五第一項」の下に「、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項」を加え、「及び第二項」を「及び第二項並びに」に改め、「並びに第四十一条の十九の五第一項」を削り、同条第八項中「第五条の六まで」を「第五条の六の四まで」に、「及び第五条の六第五項」を「、第五条の六第五項、第五条の六の二第六項、第五条の六の三第五項及び第五条の六の四第二項」に改める。

第十二条の二の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二の三第三項」に改め、同条第二項中「第十条の二の二第三項に」を「第十条の二の三第三項に」に改め、「第十条の五第一項」の下に「、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項」を加え、「及び第二項」を「及び第二項並びに」に改め、「並びに第四十一条の十九の五第一項」を削り、同条第三項中「第十条の二の二第四項」を「第十条の二の三第四項」に、「第十条の二の二第三項」を「第十条の二の三第三項」に改め、同条第四項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二の三第三項」に、「第五条の六まで」を「第五条の六の四まで」に、「及び第五条の六第五項」を「、第五条の六第五項、第五条の六の二第六項、第五条の六の三第五項及び第五条の六の四第二項」に改め、同条を第十二条の二の三とする。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十二条の二の二　法第十条の二の二第一項に規定する政令で定める期間は、同項の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第十条の二の二第一項に規定する提出企業立地促進計画（次号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同項に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域　当該変更について福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間

二　提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により企業立地促進区域に該当しないこととなる区域　法第十条の二の二第一項に規定する提出のあった日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間